

利用料金表

【特別養護老人ホーム恵光苑】

【日額】 令和6年8月1日改正 (円)

区分		要介護 3	要介護 4	要介護 5	
介護保険サービス	基本施設サービス費	732	802	871	
	加算・減算	①日常生活継続支援加算		36	
		②看護体制加算(Ⅰ)		4	
		③看護体制加算(Ⅱ)		8	
		④夜勤職員配置加算(Ⅲ)口		16	
		⑤栄養マネジメント未実施減算		-14	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(基本料金 + 加算①~④ - 減算⑤) × 利用日数 × 14%			
保険外サービス	食費	利用者負担 第1段階	300	食費・居住費の負担軽減 介護保険負担限度額認定を受けることで負担する金額が軽減されます。 (軽減を受けるためには、各市町村へ申請書を提出) 『介護保険負担限度額認定証』の交付を受けると、各段階に応じて左記の限度額までのお支払いとなります。	
		利用者負担 第2段階	390		
		利用者負担 第3段階	①		650
			②		1,360
	利用者負担 第4段階	1,445			
	居住費	利用者負担 第1段階	0		
		利用者負担 第2段階	430		
		利用者負担 第3段階	430		
利用者負担 第4段階		915			

【月額】 31日で算定 (円)

区分		要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担 第1段階		36,936	39,410	41,848
利用者負担 第2段階		53,056	55,530	57,968
利用者負担 第3段階	①	61,116	63,590	66,028
	②	83,126	85,600	88,038
利用者負担 第4段階	1割負担	100,796	103,270	105,708
	2割負担	128,432	133,380	138,256
	3割負担	156,068	163,490	170,804

⊗ 理美容(職員が行う場合は無料)、レクリエーション、クラブ活動、日常生活用品(おむつを除く)の購入にかかる費用は実費となります。

⊗ 当施設の医師(嘱託)による健康管理や療養指導は介護保険サービスに含まれています。それ以外の医療については、他の医療機関による入通院は別途自己負担となります。

◆ 加算(該当があった時点で加算されるもの)

初期加算 (1日につき)	30円	入所日から30日間、または1ヶ月を超える入院後の再入所の際も30日間 通常の料金に加算されます。
外泊時費用* (1日につき)	246円	病院入院時等(施設に在所していない日)その翌日から加算されます。
	560円	居宅に外泊中、施設による在宅サービスを利用した場合加算されます。
配置医師緊急時 対応加算	勤務時間外 325円 早朝・夜間 650円 深夜 1,300円	配置医師が、勤務時間外、早朝・夜間、深夜に施設を訪問し、入所者の診療を行った場合に加算されます。

*外泊時費用...1月に6日限度(月をまたいで連続した場合は最長12日間)

※食費・居住費の負担軽減(介護保険負担限度額認定)

世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の方が対象です。

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 ※非課税年金も含む	預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	年金収入等* 80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階	① 年金収入等* 80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
	② 年金収入等* 120万円超	500万円(1,500万円)以下

*年金収入等...公的年金等収入金額(非課税年金を含みます) + その他の合計所得金額

※介護保険サービス費は所得により負担割合が変わります

介護保険制度において、サービスを利用した場合の利用者負担は原則1割負担。一定以上の所得者については2割負担。2割負担者のうち特に所得の高いものについては3割負担となります。

※高額介護サービス費について

高額介護サービス費とは、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。利用者負担(介護保険サービス費用の1~3割分)が月額で上限を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができます。